

議事日程第2号

平成28年12月13日（火曜日） 午後2時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～3番）

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 寺 本 公 行
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 加 藤 暢 彦
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 森 島 嘉 人	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 須 田 和 男	企 画 課 長 小 木 曾 昌 文
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち つ く り 課 長 可 児 英 治	亜 炭 鉦 廃 坑 対 策 室 長 鍵 谷 和 宏
税 務 課 長 若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長 若 尾 宗 久
保 険 長 寿 課 長 高 木 雅 春	福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
農 林 課 長 石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長 大 鋸 敏 男
建 設 課 長 筒 井 幹 次	会 計 管 理 者 水 野 嘉 博
生 涯 学 習 課 長 亀 井 孝 年	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各 務 元 規	議 会 事 務 局 書 記 金 子 文 仁
----------------	--------------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

こんにちは。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 奥村雄二君、2番 安藤信治君の2名を指名します。

一般質問

議長（大沢まり子君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

1番 奥村雄二君。

1番（奥村雄二君）

皆さん、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、今から質問のほうをさせていただきますが、本日は午後開催ということで、いささか妙な気分です。なれませんが、よろしくお願ひいたします。

それでは、私はやおつトンネルの開通に伴います交通量の増加による通学路の交通安全対策についてお伺ひ申し上げます。

去る11月25日に、県道多治見白川線のやおつトンネルの開通によりまして、今まで近くて遠かった八百津町との往来が大変便利となりました。しかし、それに伴いまして自動車の交通量が増加し、県道多治見白川線を横断することが非常に危険になったと思います。特に八百津方面からは下り坂となっております。猛スピードで走り去る車両を見ることも多々あります。この県道に交差する町道を横断するに当たり、地域の方々や通学路として利用する新木野、長瀬、大庭、顔戸、そして一部古屋敷とか大庭台の児童もあるかとは思いますが、その見

童・生徒の皆さんの安全を考えると大変心配であります。

現状、国道21号線大庭交差点から八百津方面へ約150メートルのところ、そしてやおつトンネルまでの間に2カ所の合計3カ所の横断歩道がありますが、そのうち1カ所は半分消えかけております。今のところ大きな人身事故は起きておりませんが、トンネル開通前から車両同士の事故はたびたび見かけます。このような交通事情を見ると、現状のままでは大きな事故が起きることが予想されます。本来ならトンネル開通前に実施すべきことであると思いますが、現在何も対処できておらないのが現状です。早急に信号機、歩道橋、横断歩道などの安全対策をしていただきたいと思っております。

この安全対策について、県、警察、公安委員会などの関係機関へ要望をされているのであれば、詳しく教えていただきたいと思っております。

そしてもう1つ、通学路の問題として、あわせて質問させていただきます。

大庭地内の真名田ため池の堰堤の急勾配で、手すりもないコンクリートの階段を利用して登下校する生徒をよく見かけると地域の方が大変心配されておられました。この堰堤は、通学路として指定されていないはずですが、この現状を学校は把握されておりますでしょうか。安全指導を再度周知する必要があるのではないのでしょうか。

以上、2つ質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

皆様、こんにちは。

奥村議員の御質問の2点について、お答えいたします。

初めに、1点目のやおつトンネル開通による通学路の交通安全対策に対する具体的な計画、予定についてです。

今まで取り組んできた経過及び交通安全対策についてお話しいたします。

5月30日（月）、第1回御嵩町通学路交通安全推進会議を実施し、通学路の点検を通し、通学路の対策必要箇所についてまとめました。

やおつトンネル開通による対策必要箇所としては、大庭台の横断歩道に横断を促す看板の設置の希望がありました。

6月30日（木）、海津市海津町の市道で、集団登校していた小学生の列に後方から乗用車が突っ込み、8人が軽傷を負ったひき逃げ事件が発生いたしました。このとき文部科学省は、岐阜県教育委員会に対し、1. 交通事故現場は危険箇所として把握されていたか、2. 対策はとっていたか、3. 合同点検の改善状況は公表されていたかの3点について聞き取り調査をいた

しました。

御嵩町教育委員会としましても、通学路の危険箇所の再度の洗い出しを重要課題として位置づけました。

7月5日（火）、可児地区交通安全協会支部長会議で、やおつトンネル開通により交通量がふえ、児童・生徒が渡る通称しろ橋の横断歩道が今まで以上の危険箇所となるため、点滅信号機の設置等の対策が必要であるとの意見があったとの報告を受けました。

7月21日（木）、各小・中学校に、交通安全対策として次の4点を通知いたしました。

1. 交通安全教育の推進。自分がルールを守っていても事故に巻き込まれる危険があるため、児童・生徒が危険を予測し、安全に通行する意識及び能力を高められるよう指導すること。
2. 危険箇所の洗い出し。児童・生徒自身が通学路点検を行い、安全マップを作成するなど、児童・生徒の目線から危険箇所を洗い出せるように点検方法を工夫すること。その際には自治会等地域の方と連携し、情報の共有に努めること。
3. 御嵩町通学路交通安全推進会議で危険箇所を報告。危険箇所や対策必要箇所を報告し、町全体の課題として合同点検に取り組むこと。
4. 要望書を提出。点滅信号の設置等は、要望書を町や教育委員会へ提出すること。以上であります。

9月26日（月）、御嵩小学校長とPTA会長との連名で、信号機設置要望書が町長と教育委員会に提出されました。内容は次のようです。

御嵩小学校児童の西部4地区、6分団の約70名が、現在のしろ橋の横断歩道を使用して通学している。現地においては、多治見白川線の改良工事が進んでおり、八百津町へ通ずるトンネルも近く開通すると聞いている。トンネルの開通により交通量の大幅な増加が予測されることから、しろ橋の横断歩道を利用する児童の十分な安全を確保するために、しろ橋の横断歩道に信号機の設置を強く要望する。

11月1日（火）、定例教育委員会及び校長会にて、今後の交通安全対策について次の3点を報告し、理解と協力をお願いいたしました。

1点目は、教育委員会は、開通前と開通後の現地の交通量を調査する。交通量がどれだけ増加するのか、教育委員会として正確なデータをとり、交通安全の対策や信号機設置の要望等に活用していきたい。そのため、登下校する時間帯を基本に、午前7時から8時までの1時間、それから午後3時45分から4時45分の1時間、しろ橋の横断歩道での交通量を調査する。調査日は、トンネル開通前の10月31日（月）、11月2日（水）、11月4日（金）。開通後の11月28日（月）、11月30日（水）、12月2日（金）とする。

2つ目、御嵩小学校PTAは、11月2日（水）に地区委員会を開催する。地区委員会に出席

する対象地区は、顔戸北、顔戸南、新木野、長瀬の4地区。内容は、11月25日（金）やおつトンネルが開通すること。交通量がふえること。学校とPTA連盟で信号機設置の要望書を教育委員会と町長に出していること。開通後、通学路をどうするのか、変更するのか。現在の通学路とするのなら、安全対策のためにすぐにできることはないか等々であります。

3つ目、12月中に第2回御嵩町通学路交通安全推進会議を開催する。やおつトンネルの開通により交通量の大幅な増加が予測されるため、しろ橋の横断歩道だけでなく、多治見白川線の古屋敷交差点からやおつトンネルまでの間の新たな課題について各方面から報告していただき、新たな危険箇所、対応必要箇所を確認する。

それでは、今述べました3点について、その後の経過、結果について報告いたします。

まず、開通前と開通後の現地の交通量調査の結果は、次のようであります。

開通前の午前7時から8時までは、10月31日（月）は、南向き244台、北向き96台、合計340台。11月2日（水）は、南向き251台、北向き107台、合計358台。11月4日（金）は、南向き260台、北向き108台、合計368台でした。

開通後の午前7時から8時までは、11月28日（月）は、南向き387台、北向き186台、合計573台。11月30日（水）は、南向き413台、北向き199台、合計612台。12月2日（金）は、南向き436台、北向き195台、合計631台でした。開通前と比べて開通後は、南向きが平均1.6倍、北向きは平均1.9倍で、全体で1.7倍となっていました。

開通前の午後3時45分から4時45分まで、10月31日（月）は、南向き126台、北向き161台、合計287台。11月2日（水）は、南向き101台、北向き153台、合計254台。11月4日（金）は、南向き129台、北向き164台、合計293台でした。

開通後の午後3時45分から4時45分までは、11月28日（月）は、南向き229台、北向き235台、合計464台。11月30日（水）は、南向き224台、北向き210台、合計434台。12月2日（金）は、南向き218台、北向き226台、合計444台でした。開通前と比べて開通後は、南向きが平均1.9倍、北向きは平均1.4倍で、全体で1.6倍となっていました。

以上の結果から、登下校の時間だけでも開通前と比べて2倍近くの危険性が高まったと言えます。

本日、12月13日現在の状況では、調査日より交通量は確実にふえているという御嵩小学校からの報告があり、危険性はますます高まっています。

2つ目の御嵩小学校PTAの地区委員会の結果及び経過については次のようであります。

地区委員会の協議で、より安全な経路があるのであれば、遠回りしてでもより安全な経路を通学路に変更するとよいとのお考えから、通学路を変更し、しろ橋の横断歩道を通らずに、大庭交差点を信号機に従って通ることといたしました。通学路変更は、学校から交通安全協会中支

部を通し、御嵩町及び御嵩町教育委員会に報告されました。

御嵩小学校は、11月24日（木）に該当の6分団を集め、11月25日（金）の下校から通学路を変更すること、信号機に従うこと、右折・左折の車に十分気をつけること、真名田川の柵のないところに気をつけること等を指導し、11月25日（金）の下校から、学校職員及び交通指導員が現場での指導に当たっています。11月28日（月）の朝は、町議会議員さん、学校の職員の皆さん、教育委員会事務局員、交通指導員等々の見守る中、分団登校では初めて大庭交差点を通りました。

御嵩小学校は、やおつトンネル開通による交通量の変化がどれほど通学路に影響を与えるか、実際の交通量調査の結果、最終的な判断をするということで、まずは一時的な対処だということですが、あす12月14日（水）に第2回の地区委員会を開催する予定だそうであります。

教育委員会としては、これからも大庭交差点通行による渋滞とか、さらなる交通量の増大による危険性も考え、十分な安全を確保するためにも、しろ橋の横断歩道に信号機の設置を強く要望していきたいと考えております。

3つ目です。第2回御嵩町通学路交通安全推進会議については、12月20日火曜日に、午後1時半より北庁舎3階で実施いたします。協議内容については、後でお話しします。

次に、2点目の御質問、真名田池の堰堤の階段は通学路に指定されているか、学校は現状を把握しているのか、安全指導の必要があるのではないかについてお答えいたします。

通学路は、学校が児童・生徒の通学の安全の確保と教育的環境維持のために指定している道路で、学校保健安全法に基づき、学校がPTAと協議し、これを教育委員会が承認するものであります。

現在、向陽中学校より提出されている通学路には、真名田池の堰堤の階段は位置づいておりません。学校はきちんと把握できていなかったようで、教育委員会からの連絡ですぐに動き、安全な通学路を通るように指導しました。奥村議員の御指摘に、本当に心より感謝申し上げます。

12月20日火曜日に実施する第2回御嵩町通学路交通安全推進会議は、第1回の会議で確認した対策必要箇所への対応、そしてやおつトンネルの開通による新たな対策必要箇所、通学路全体を通した新たな対策必要箇所を確認するとともに、各小・中学校に次の3点を依頼して、より安全な通学路の確保に努めていく予定です。

1つ目、児童・生徒一人一人の通学方法や通学路を把握し、危険な箇所については通学路の変更や安全確保のための指導を行う。2つ目、安全な通学路を確保するために必要事項を定めた御嵩町立学校の通学路に関する要綱を策定する。校長は、PTA等との協議により通学路を指定し、毎年年度当初に教育委員会へ提出し、承認を受けるように規定する。3つ目、通学路

交通安全プログラムに従って合同点検を実施し、安全対策の検討・実施を確実に進める。ハード面での改善が難しい危険箇所については、現在の通学路よりも安全な経路への変更や登下校の見守り等で安全を確保すると。以上であります。

以上、奥村議員の御質問により、やおつトンネルの開通による通学路の交通安全対策だけでなく、御嵩町全体の通学路の交通安全対策の方向が明確になってまいりました。今後も御嵩町通学路交通安全推進会議をより活性化させ、通学路の安全確保に努めてまいります。御理解と御協力をよろしく願いいたします。

以上で答弁を終わります。ありがとうございました。

〔1番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

1番 奥村雄二君。

1番（奥村雄二君）

高木教育長、ありがとうございました。

交通事情は日々変化してまいります。交通量がふえたのは一目瞭然なんですけど、私が一番思うのは、大型車両、トラックであるとかダンプが、今まではほとんどというか、めったに通らなかつたんですけども、その交通が非常にふえたと思っております。一刻も早い信号機等の設置をお願いするとともに、これからも日々子供たちの通学路に関して安全指導を怠りなくお願いしたいと思ひまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで奥村雄二君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 高山由行君。

質問は、一問一答方式とパネル等を活用しての質問の申し出がありましたので、これを許可します。

5番（高山由行君）

2番手ということで、また12月議会ということ、恒例の御婦人方が後ろにたくさん傍聴しに来ていただいておりますということで、2点ほど私感じたことがあります。選挙が終わって1年数カ月たちました。これだけ多くの方が傍聴に来られると、やっぱり議会としての肩に背負ったものをずしっと感じて、しっかりとした質問もしなあかんなということを思いました。もう1つは、まさに今、私たちの求める議会活性化ということで、土・日議会、夜間議会を活性化委員会で議論している最中でありまして。土・日、夜間であれば、いろんな方が傍聴しに来て、町政のことについて、町民にもっと知らしめることができるかなあとも思いました。2点ほど。

それでは早速始めます。議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めます。大

項目2点についてですので、項目ごと、一問一答でお願いしてありますので、答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

早速であります。1問目は、健康遊具設置の提案であります。

ここ5年ほどで、全国自治体でも急速に普及しているようでありまして、岐阜県でも各務原市、関市、美濃加茂市など、近隣では設置してあるように聞いております。

まず、健康遊具とは何ぞやということですが、健康遊具とは、大人、主に高齢者が健康づくりの一環として公園などに設置する器具のことで、散歩やウォーキングの途中に公園などに寄って、設置してある健康遊具を使用して気軽にストレッチをしたり、バランス感覚を養ったり、筋肉を鍛えたりと健康の維持や体力の向上を目指すものであります。

先ほど議長が言われましたパネルは、数点、遊具メーカーの健康遊具の画像をプリントしてきましたので、少しお見せします。5点ほど。可児の市議会みたいにモニターがないので、御嵩町は財政逼迫の折、いまだにアナログで頑張っておりますので、よろしくお願ひします。

まず、本当に簡単なものです。これはベンチの上に背もたれがついて、散歩の途中で座っておしゃべりしながら背を伸ばす、そういう健康遊具でございます。

種類は結構たくさんありまして、簡単なものだけですけど、これはツイスト運動、この台の上に乗って体を左右に振って、手に持って危なくないようにしてあるみたいです。

3つ目、これこそ本当に簡単に、公園にこれは設置してあるようですが、手でくるくる回して、手の運動をその場所でただするだけ、それだけです。

4つ目は、これは、さっきのはこういう動きでしたけれど、これは前の手は動きで、足も自転車をこぐような感じで、手に持って足をくるくる回すだけの器具であります。

これは、手に持って左右に振る、足をスイングするような感じで全身運動で使うみたいです。

このような感じで、簡単な器具であります。御嵩町においても年々ふえ続ける民生費を、特に介護給付費等などですが、何とか抑制しようといろいろと手を打っているところであります。特に高齢者の保険給付金の抑制には健康寿命を延ばそうと、御嵩町成人講座のメニューにも健康づくりで月1回軽スポーツをやっておるみたいですし、あっと訪夢やふらっとハウス、老人憩いの家など、高齢者向け健康増進のメニューや行事、また健康館やにこにこ館の筋トレマシンの活用など、多種多様な施策を展開中なのは周知しているところであります。

介護予防体操夢いろ体操周知隊「MTK48」などは、ほかの自治体でも類似団体が立ち上がるなど、お手本となるぐらいメジャーになったと感じております。現在建設中の上之郷の防災センターにも筋トレマシンの設置も計画されていて、これはどこまでやったら十分に健康寿命が延ばせるか、そういう政策か定かではありませんが、高齢者の健康福祉事業は、御嵩町では充実してきていると感じてはおります。

各施設の利用状況はおおむね良好だと聞いておりますし、御嵩町における健康寿命が延びてきているか、さまざまな角度からの数値が上がることを期待するものでありますが、各種行事、またMTKの活動等を見ておりましても、全国的にそうですが、御嵩町においても退職後の男性の方の参加がどうしても少ない。人との交流が不得手な方も見えますし、健康館やにこにこ館など、わざわざ出向いていくのもおっくうな人も見えると思います。しかし、そういう人であっても、健康維持や健康増進には少なからず気を使っていて、散歩やウォーキングが一番簡単にできる運動ですので、多くの方が歩いてみえます。そんな散歩の途中にある児童公園など、ちょっとした健康遊具があればよい気分転換にもなりますし、体力の向上にもつながると考えます。

児童公園などに設置するとなると、規則や条例等の改正が必要になってくるかもしれませんが、使用に対する対象年齢も制限しなくては事故等の可能性もあるようですので、安全対策も考えていかななくてはなりません。余り子供たちが外で遊ばなくなり、御嵩町に現在約三十数カ所ある、余り子供が遊んでいないように見える児童公園の利用にも、形は変わっていきませんが、使用増加につながっていくのではないのでしょうか。

設置に当たっての問題点等を洗い出し、各ハードルを越えて、財源的に補助メニューも探り、御嵩町が元気な高齢者をふやす施策の一つとして健康遊具の設置を提案しますが、いかに考えるかお示しいただきます。

最後に、余談ではありますが、私の希望的な思いではありますが、三十数カ所以上ある児童公園に、全箇所、いろいろな健康遊具が設置してあれば、健康ウォーキングマップも作成し、高齢者の楽しみの一つになっていくような気がします。それには大きなハードルが幾つもありますので、まずは今、向陽通りにある2カ所のポケットパークに試験的に設置し、その次にあっと訪夢や高齢者の健康増進施設などに、また設置していき、まずモニターして、いろいろなデータをとっていくところから始められたらいいのかなとも思っています。

こういう提案型の質問をすると、財源はどうするんだということを言われますので、私、財源には疎いですので、すぐは提案はできませんが、厚労省の老人保険健康増進等事業の国庫補助メニューを活用するところもあり、t o t oのスポーツ振興くじ助成の活用をするところもあり、環境未来都市の北九州市では、環境未来都市関連の補助メニューでつけてありました。そんな程度しか調べられませんでした。財源をしっかり確保して、前進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

皆さん、こんにちは。

それでは、高山議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、高齢者の健康増進につながる健康遊具を公園等に設置できないかであります。

公園は子供のためのものというかつての考え方から、少子・高齢化の進展とともに公園もさま変わりをしているようです。子供が外で遊ばなくなったと言われますが、児童の公園利用が減り、ブランコ、滑り台、鉄棒といった子供用遊具の老朽化にかわって、高齢者のための健康器具系施設、いわゆる健康遊具の設置が進んでいます。

平成25年度の国のデータによりますと、全国の都市公園でも、この10年間で約2.7倍に急増している状況でございます。

その種類も、高山議員の御紹介のとおり、ストレッチやツイスト、ジャンプや屈伸、バランス運動、筋力増強など、各関節から全身に及ぶ多様なバリエーションがあり、複数の遊具の組み合わせによって各種の運動機能の維持向上が期待できるようでございます。

こうした器具が、議員の御提案のように、屋外の身近な地域の児童公園に設置・開放されれば、シニア世代の散歩やウォーキング途中での気軽な健康づくりに大いに役立つものと思われまます。

そこで、健康遊具の設置に当たっての効用と利点、さらには課題について整理してみたいと思います。

まず、メリット面ですが、第1に、繰り返しになりますが、健康遊具を日常的に利用することにより、健康づくり増進につながります。家庭用健康器具は三日坊主もあり得ますが、屋外での健康遊具の使用は、開放感もあり、継続的に利用ができそうです。第2に、高齢者の介護予防として健康寿命が引き上げられ、介護給付費や医療費の抑制が期待できます。第3に、家の中に閉じこもりがちな高齢者が外出する動機づけとなり、孤立対策の一環となります。特に人とのコミュニケーションが苦手とされる男性高齢者にとっては、いつでも好きな時間に、かつ無料で健康遊具が利用できますので、公園に行きやすくなります。また、第4に、体を鍛えるとともに、公園というパブリックな場所で多様な人と楽しく交流、触れ合いの時間が持てる機会ともなります。そして第5に、現在余り利用されていない公園が有効活用できるようにもなります。

次に、マイナス、課題面でございます。

第1に、地域住民や利用者のニーズをよく調査研究する必要があります。同時に、設置する場所についても、誰もが使いやすくなるようにオープンな形で検討するとともに、公園等の管理者とも協議しなくてはなりません。また第2に、設置する器具・施設の選定や安全性を十分に考慮する必要があります。平成14年に作成、26年に改訂されました、国交省から出されてお

ります都市公園における遊具の安全確保指針によりますと、子供が健康器具系施設を利用する可能性を考慮し、一般遊具と健康遊具の混在を避けるとともに、年1回以上の定期的なメンテナンス点検を行うことになっています。また、固定式遊具に比べて、利用者にとって魅力的となります可動式の健康遊具の選定に当たっては、子供の挟み込みなどの事故防止に向けて慎重に設置を期するように記されてもいます。そして、第3に設置後のことですが、健康遊具が効果的に使われるよう、利用促進のための継続的なPRや活用のための工夫が必要となってまいります。

現在、町内には32の地区児童公園と都市公園としての南山公園、そして通り沿いにあるポケットパークや、その他みたけの森などの各種の公園がありますが、場所や器具の選定を含め、公園管理者との協議を図りながら、議員のお話にもあったように、モデル的な設置からスタートして、利用頻度を確かめ、その効用を検証するためにも、まずは1基、第1号の健康遊具設置を行うことを目指して、調査研究をこれから始めたいと考えております。

以上で高山議員の御質問への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

民生部長のほうから、まず1基、つくっていただけるための調査検討を始める。何か微妙なお答えではありましたが、提案して、すぐいついつどうのこうのという話には多分なりませんけど、先ほど私の夢もお話ししましたけど、まず1つどこかに、1つじゃ少ないで2つぐらいどこかにつくってほしいですけど、実際は。研究していただいて、やっていただけるようお願いしておきます。

1つ、ここで私、インターネットを引っ張っていったら、おもしろい言葉がありまして、高齢の方の公園デビューという言葉です。公園デビュー。公園デビューといいますと、お子さんを連れた若いお母さんが知らない人のところに行って、子供を公園にデビューさせるという言葉ですけど、御嵩町も健康寿命を延ばすために、男性の方は特に退職者の方に公園デビューをさせる。それを合い言葉、いいキャッチフレーズじゃないかなと思って、ちょっと印象に残りましたので紹介しておきます。

まあ、いついつまでにどうのこうのという話は、今回は突っ込みません。ぜひ御検討いただきまして、有利な補助メニューも探していただきまして、まず1つ、2つ、つけていただきたいと思います。1問目はこれで終わります。

2問目に移ります。

2問目はちょっとハード、重たいあれではありますが、亜炭鉱坑口跡について、数点お伺いします。

亜炭鉱廃坑対策室におきましては、鍵谷室長を先頭に約4年間にわたる南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業も完了に近づき、御嵩町において過去に例のない大工事でしたけれども、現在まで事故もなく、無事終了できる予定であることは、引き続き亜炭鉱対策を継続していかなくてはならない御嵩町の町民として、また議員の一人としてほっと胸をなでおろしておりますし、発注者、監督者として苦勞されたところも多々あったと思いますが、心からありがとうございます、御苦勞さまの言葉を贈りたいと思います。

国のほうの平成28年度第2次補正予算のほうで亜炭廃坑対策費が認められ、県のほうでも委員会の審議は終わったみたいですので、12月15日、議会で補正計上されるとのことですので、引き続き御嵩町民の安全担保のために最大限の努力をしていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願ひします。

さて、今回の私の亜炭廃坑の質問では、亜炭採掘のための坑口跡、入り口ですね、それに対する質問であります。

言うまでもなく、御嵩町の亜炭採掘は、明治の初めから昭和43年ごろまで採炭しておりましたが、最盛期には坑口跡というのが100以上あったと言われておりますが、現在の坑口跡位置図というのが、実はこれは十四、五年だったかな、濱田教授が御嵩町の亜炭鉱を調査しておったときの図面ではありますが、これを印刷してきましたけど、もとは多分町史の通史編の下のほうにあります、このボッチのついた御嵩町の主な亜炭鉱の坑口跡、これが出ておりますので、これをもとに先生たちも資料を作成しておると思います。

坑口跡というのは、斜坑入り口であれ、立坑入り口であれ、炭鉱閉山のときに坑口跡を閉鎖して終了したと思います。私も数カ所ではありますが、調査して回りましたが、坑口跡にコンクリートで塞いであるものが見られるところ、坑口跡であると思われるところでも、現在では土がかぶり、見分けがつかないもの、盛り土して造成してあるところといろいろありました。実は、私自身の家も昔の炭鉱跡地に立っておりますので、今現在、坑口跡は河川改修により川幅が広がりましたので、現在は河川内にあります。実は、その坑口というのはその川の流れて流れたのか、以前はふたがしてあったと思いますが、今はふたも何もありませんけれど、今後、その坑口跡がどのようになっていくかわかりませんが、いま一度洗い出して調査する必要があると考え、以下数点について御質問をします。

まず1点目ですが、御嵩町では、坑口跡位置はどのように把握していますでしょうか。先ほどお見せした坑口跡の位置図ですね、位置図はこれ以外、これでもよろしいですが、残っていますでしょうか。

次に2点目の質問であります。一般的な答えでよろしいのですが、質問します。

御嵩町では、斜坑よりも地面に垂直に掘り下げる立坑が多いですが、先ほども申し上げましたが、立坑入り口はほとんどが坑口跡閉塞してあります。坑口跡付近の陥没等危険性はないのかお伺いします。大学の先生ではないので、ここら辺のことは、お答えは微妙になると思いますが、空洞になった立坑内壁の崩落によって、坑口跡付近での地表の変化が起きる可能性について、わかる範囲でお示しいただきたい。

3点目ですが、坑口跡の管理責任は誰にあるかお伺いします。

先ほども申しましたように、現在の坑口跡は、わかる場所もあれば、盛り土してわからないところもあります。入り口にコンクリートで閉塞してあるところもあれば、先ほど、これも申しましたが、坑口跡の閉塞板がなくなって何も無いようなところもある。閉塞したときには立坑内に、いわゆるボタと言われる製品にならない炭によって埋められたと聞いておりますが、これは水平坑でも同じ考え方で、ボタで埋めなさいという規定があるようですが、埋まっておるかどうかは別としまして、廃坑の内部状況によっては、そのボタも地下に下がってしまう可能性があるとも思います。何か事故等があったときには、その管理責任は、現在、坑口跡にある地権者にあるのか、当時採掘した業者にあるのかをお聞きします。

4点目に移ります。

今までに、御嵩町に亜炭鉱の坑口跡については、問い合わせの電話や調査の依頼や要望がありませんでしたか、お伺いします。もしあったとすれば、どういうものであったかもお聞きします。

5点目の質問は、県で施工していただいた県道直下の空洞充填においては、空洞調査に先立ち、工事場所周辺の坑口跡や、今までの陥没状況などを既存資料や聞き取り調査から位置図を図面上に示してあるようですが、今施工しています南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業において、事前調査等でその付近の坑口跡の位置の確認や坑口跡の現状を業者や御嵩町当局で調査・確認をしていますでしょうか、お伺いします。

最後、6点目の質問になります。

今まで亜炭鉱の坑口跡について5点ほどお聞きしましたが、全てこの最後の質問のためでありますので、よろしくお願ひします。

質問内容は、一度坑口跡を調査することはできないか、町の考えをお伺いしたいということでもあります。坑口跡というのは、何度も申しますように、土がかぶっていれば見られませんし、民地がほとんどですので、町民の理解が得られなければ調査はできません。また、聞き取り調査を行うには、当時のことを知っている方も高齢化して少なくなっていますし、坑口跡を閉塞してあるコンクリートにしても、閉塞してから50年近く経過して、どうなっているか心配であ

ります。現在の亜炭廃坑対策にしても、実際には調査をしていたから充填ができるようになったとも言えます。まず、坑口跡の現状調査を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしく、6点のほうをお答えいただきます。

議長（大沢まり子君）

総務部長 加藤暢彦君。

総務部長（加藤暢彦君）

皆さん、こんにちは。

本日は、大変大勢の方がいらっしゃいますので緊張しておりますが、高山先生のほうからは大変重いテーマの質問をいただきましたので、一つ一つ丁寧にお答えしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、高山議員の質問にお答えいたします。

まず、御嵩の亜炭鉱の坑口の概要について説明をさせていただきます。

御嵩町史通史編の下によりますと、亜炭鉱の坑口は田んぼの真ん中に木製のやぐら、それからその脇に素朴な大き目の建物、やぐらの下には直径2メートルから3メートルの円形であったり角形の坑口といった、いわゆる立坑式の亜炭鉱というものでございました。可児炭田ではどこでも見られた様式であったようでございます。それから、昭和23年度に75%、同じく32年も75%というのがこの立坑であったというようなことでございます。鉱区が狭小で、地上が田畑か、あるいは低い丘陵地帯であったということから、低経費で、経費が安く賄われる立坑式をとったというものであるというような記載がされております。それから、亜炭採掘の全盛時代でありました昭和30年代ごろでございますけれども、御嵩町内には亜炭鉱が100以上ありまして、立坑、それから斜坑、それから水平坑など、亜炭採掘のための施設が多数あったということも記載されております。

それでは、亜炭鉱口跡について6点の質問をいただきましたので、順番にお答えをしたいと思います。

1点目の質問、御嵩町では坑口跡位置はどのように把握しているか、坑口跡の位置図は残っているかについてお答えをいたします。

亜炭採掘は、鉱業法に基づき国で許認可が行われております。御嵩町では、鉱業法に基づく亜炭採掘に関する資料は存在していません。

先ほど議員のほうからお示しいただきました坑口跡位置図につきましては、御嵩町史に掲載されております御嵩町内の主な亜炭鉱の坑口の跡のもととなる資料であったり、そういったものが中山道みたけ館に保管されております。

先ほど、最初にお見せいただいた位置図につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたよ

うに、平成14年、15年に早稲田大学、濱田先生のほうが調査されたということで、御嵩町亜炭鉱廃坑の危険度に関する予備調査においてこういった資料がつけられたというものでございます。

この坑口跡の位置図につきましては、中山道みたけ館の資料に亜炭採掘にかかわっていた経験者などからの聞き取り情報も入れて作成しておりますが、確かなものであるとは言えません。そのため、御嵩町では坑口跡の正確な位置は把握できていないというのが現状でございます。

それから、2点目の質問、坑口跡付近の陥没等危険性はないのかについてお答えをいたします。

空洞になった縦穴内壁の崩落によりまして、坑口跡付近で地表の変化が起きる可能性については、縦穴内部が空洞となり、内壁の崩落が発生すれば、坑口付近の土砂が縦穴内に入り込むことによって地表面に陥没が発生する可能性はあるというふうに思っております。しかし、坑口は、当時亜炭採掘に携わる人が毎日入坑するために使っていた施設でございますので、容易に内部が壊れないように、崩落しないような構造で当時つくられたのではないかなというふうに思っております。縦穴付近での陥没を見たことがないというのは、そういったような理由によるものかなというふうに思っております。

3点目の質問、坑口跡の管理責任は誰にあるかについてお答えをいたします。

坑口につきましては、御嵩町史によりますと、坑口を構えるには、まず亜炭の採掘権や試掘権の認可を受け、施業案を提出することから始まった。そして、適当な土地を確保して、やぐらを組み、岩盤までの上土を取り除いて坑口をつくったと記載されております。

鉱業権者は、適当な土地を確保するために土地所有者と交渉していると思われることから、土地所有者は、自分の土地に亜炭鉱の施設が存在していることを認識しており、町としては、現在の坑口等の管理責任は、土地を管理していらっしゃる土地所有者にあるという立場をとっております。

4点目の質問は、今までに御嵩町に亜炭鉱の坑口跡について問い合わせの電話や調査の依頼、要望はなかったか。あればどのようなものであったかということでございます。

亜炭鉱の坑口跡については、町へ自分の所有地に亜炭鉱の坑口のようなものが出てきた、何とかしてほしいなどの問い合わせが過去数回ありました。埋め戻しの要望がありましたが、坑口跡は特定公害普及事業の対象とならないというようなことも説明させていただいた経緯がございます。

5点目の質問、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業において、事前調査等で坑口跡の位置の確認や坑口跡の現状を業者や御嵩町当局で調査・確認しているかについてお答えをいたします。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業の地盤脆弱性調査では、今までの陥没状況などの情報については、既存資料により整備して調査を行っています。坑口跡については、住民への聞き取り調査は実施していません。しかし、住民へ工事説明等を行う中で、工事現場周辺の坑口跡に関する情報をお知らせいただくことがあります。住民の皆様からいただきました情報につきましては、有用なものとして地盤脆弱性調査や防災工事を進める上で参考とさせていただいております。

6点目の質問、一度坑口跡調査をすることはできないか、町の考えをお伺いしたいについてお答えをいたします。

亜炭鉱の坑口については、亜炭採掘が終了した時点で鉱業権者が適切な処理を行ったと理解をしております。その中にはコンクリートで塞いであるもの、土がかぶさって見分けがつかないものなど多々ありますが、町といたしましては、規定どおり坑口の閉塞作業が行ってあると解釈をしております。また、規定どおり処置されておらず、放置されていた坑口につきましては、書類は残っておりませんが、過去に亜炭鉱放置坑口閉塞事業というものがございまして、そこで町が施行したものがございます。その事業が終了した時点で、坑口跡については町としての対応は終了したというふうに考えております。そのため、今後坑口跡の位置を調査する考えはございませんが、亜炭鉱空洞の充填工事が進捗する中で、工事区域内では坑道とつながる坑口跡も埋まり、対応ができていくものと思っております。また、坑口跡の位置についても空洞充填工事の調査や工事を実施する中でおのずと判明してくるものと思っております。

今回は、高山議員より亜炭採掘に関する貴重な御質問をいただきありがとうございます。高山議員を初め、議員の皆様との深い御理解・御協力のもと、御嵩町の亜炭鉱廃坑対策は確実に前進しているというふうに考えております。引き続き皆様の格別なる御支援・御協力を賜りたいと思っております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

町のほうのスタンスとしたら、そういう答えしか出てこないと思いますけれど、いま一度再考してほしいのは、現在の状況は、一度見られるといいと思いますけど、亜炭鉱対策室のほうでも時間があれば数カ所程度一度調査していただいて、今、現状がどうなっているか、スタンスとしては変わらないですけど、それは亜炭廃坑の落盤でも、もともとのスタンスは同じだったと思うんですよ。町長のスタンスにしても、町全体の考え方にしても、基本は鉱業権者に責

任があるというスタンスはこれからも変わっていかないと思いますが、何か事があったときには町の責任も問われていかないのかなという心配も実はあります。

また1つ、先ほど坑口の閉塞の話も、結局は町のスタンスとしたら鉱山が廃鉱になったときに、当然閉塞して終わったと。実は久しぶりに、これも平成14年に「ひろたみを」というジャーナリストが御嵩の亜炭鉱について書いてあるものがございますけれども、この中にも、この人の調査がどの程度のものか私もよくわかりませんが、鉱山閉山の折のドタバタで、完全に閉山するという届け出たところ、休業届を出してその後うやむやで閉山していったところ、その差があって、やっぱりそれはいろいろと閉塞の仕方も変わってきていると。私の見た限りでも、しっかりとした閉塞をしてあるところは石柱まで立っております。坑口の炭鉱の名前まで書いてね。そういうところもありますし、危険そうなところもありますので、一度、今の整地課のボーリング調査にしても、やっぱり最終的には御嵩町の町民の安全のために埋め戻し作業の理にかなうように調査しておくわけですので、ぜひ一度、そこら辺の図面まで作成して、町にその資料が残っていけば、将来的に、それは町民の安全・安心のためになっていくと個人的には思っておりますので、ぜひもう一度再考していただきたいと思っております。質問はいたしません。またそういう提案をしておきますので、町でもともに少し考えていただきまして、スタンスとしては、答えは当然そういう答えが返ってくるという気持ちはありましたけれど、ぜひ御嵩町に住んでいる者として、みんなで一緒になって考えていただければありがたいと思っております。以上で質問を終わります。

議長（大沢まり子君）

これで高山由行君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は3時15分といたします。

午後3時03分 休憩

午後3時15分 再開

議長（大沢まり子君）

再開いたします。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

11番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

きょうは、先ほど高山議員も言われましたように、傍聴の方がたくさん来ていらっしゃると思います。いつもこんなふうだといいなというふうに感じています。

きょうは、通告しておきました大きく2点について質問をさせていただきます。一問一答でよろしく願いいたします。

最初に、企業版ふるさと納税について質問をいたします。

平成28年4月より、志のある企業が地方創生を応援する税制、いわゆる企業版ふるさと納税制度が創設されました。

企業版ふるさと納税は、内閣府が認定したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に企業が寄附をすると寄附額の3割に相当する額の税額控除の特例措置がなされるというものです。これまでも企業の自治体への寄附は、損金算入という形で寄附額の3割が軽減されていましたが、企業版ふるさと納税の登場によって、新たに寄附額の3割が控除され、あわせて税負担の軽減効果が2倍の約6割ということになりました。

この制度により、企業は積極的に社会貢献活動に取り組むことができるようになりました。また、自治体にとっては地方創生総合戦略をどのように具体的な事業として推し進めるのか、発信力を問われることになるわけですが、推し進めようとする事業に対してピンポイントで寄附を受けられる制度なので、個人のふるさと納税よりも安定した財源を確保できるものであると言えます。

さて、自治体が企業からの寄附を募るには、地域再生計画を策定して、国の認定を受ける必要があります。これまでに人口減対策などを後押しする合計157事業が認定をされています。県内では、岐阜県を初め、各務原市、美濃加茂市、中津川市、養老町など、これまでに10の自治体での事業が認定を受けています。美濃加茂市では里山再生事業、養老町では養老改元1300年プロジェクトを核としたまちの魅力創出計画、中津川市では若者の地元定着推進事業や外国人観光促進事業などが認定を受けています。

御嵩町において、企業版ふるさと納税についてはどのようにお考えですか、1問目、お尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 加藤暢彦君。

総務部長（加藤暢彦君）

それでは、岡本議員の御質問にお答えをいたします。

質問は、企業版ふるさと納税についてどう考えるかであります。

まず、地方創生応援税制、企業版ふるさと納税の制度について、簡単に説明をさせていただきます。

この制度は、平成28年4月20日からスタートしたもので、地方再生法のもと、国が認定した自治体の地方創生のプロジェクトに対して企業が寄附をした場合に法人税の税額控除の措置を

新設したものであります。

平成28年度から平成31年度までの時限措置でございます。

先ほど岡本議員の説明にもございましたが、今まで企業が地方自治体に寄附をした場合、寄附額の3割を損金算入ということで軽減措置がございました。新たに優遇措置ということで、寄附額の3割を税額控除できるというもので、企業の寄附の負担軽減を図ったものでございます。仮に1,000万円の寄附をいただいた場合、企業側は300万円の損金算入、それから法人住民税で2割、法人事業税で1割、合わせて3割の300万になりますが、300万の税額控除が受けられ、実質400万円の負担で済むという制度でございます。

また、地方自治体が行います地方創生に貢献することによりまして、企業のイメージアップにもつながると言われているものでございます。

この企業版ふるさと納税の事業が実施できる自治体は、地方版総合戦略を策定した自治体であって、なおかつ地方交付税の不交付団体ではないこととなっておりまして、御嵩町は対象になるということでございます。

優遇措置を受けるための手続は、地方版総合戦略に位置づけられた事業で、仕事創生であったり、子育て等の観点から、効果の高い地方創生事業について地域再生計画を策定し、国の認定を受けます。認定を受けた地方再生計画に記載された地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合に税の優遇措置が受けられるというものでございます。

8月2日に第1回目、11月25日に第2回目の企業版ふるさと納税の対象事業が発表されました。その一部を紹介させていただきます。

1回目、2回目合わせまして、全国で157の事業が認定されました。その内訳は、仕事創生に関するものが119事業、移住定住促進などの地方への人の流れ関連で17事業、それから少子化対策など働き方改革事業で8事業、それからコンパクトシティーなどのまちづくり関連で13事業となっております。

先ほど岡本議員の質問の際に照会がありましたように、岐阜県では10の事業が採択をされております。岐阜県と各務原市がそれぞれ航空宇宙産業関連、岐阜市が中心市街地にぎわいづくり、それから特定農産物を核とした農業振興プロジェクトの2つ、美濃市が美濃和紙活用の地域再生計画、美濃加茂市が里山再生計画、飛騨市が飛騨神岡宇宙最先端パーク構想、養老町が養老改元1300年プロジェクトを核としたまちの魅力創出計画、それから中津川市が若者の地元定着推進事業と外国人観光促進事業の2つ、合計で10でございます。

紹介した中で、その他特色のあるものということで、夕張市のコンパクトシティーの推進加速化と地域資源エネルギー調査というものにニトリホールディングスが4年間で5億円の寄附を予定しておるといようなことが書いてございましたし、金額は示されておりました

けれども、アウトドア用品のモンベルであったり、サントリープロダクツ、それから文化シヤッターなどなど多くの企業がこの企業版ふるさと納税の寄附予定者として掲載をされておりました。

御質問の企業版ふるさと納税についてどう考えるかでございますが、財政が厳しい中、この制度を活用して御嵩町の地域総合戦略に書かれた事業を展開するということができれば、これは理想的だなというふうに考えております。

ただ、制度上、まず企業の本社を置く自治体には納税ができないということもございまして、自治体と企業のマッチングが非常に難しい。それから、実際に寄附をしてもらえる企業に事前に当たりをつけておくことが必要であるということ。寄附をしていただける法人の見つけ方のノウハウがないということなど、かなりハードルが高いという印象がありまして、手を出していないというのが実情でございます。企業からの寄附の資金調達のめどが立たないと、幾ら御嵩町でやりたいというような事業がありまして、手を挙げるができないという制度でございます。

しかし、せっかくの制度でございますので、この事業の対象となった近隣市町の事例も参考にしながら、今後御嵩町でやれるのかどうかも含めて、研究・検討をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で岡本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

大変御丁寧に説明いただきまして、傍聴者の方も、この企業版ふるさと納税というものについて、よく理解していただけたのではないかと思います。

ちょっと何点か再質問をさせていただきます。

まず、御答弁をいただいた中で、最後に、御嵩町でやれるかどうかも含めて研究・検討していくということなんですけれども、私たち、この企業版ふるさと納税につきましては、ことし2月に上京した折に、内閣府の方から企業版ふるさと納税について詳しく説明をしていただきまして、それ以来、この件については私も関心を持っているわけなんですけれども、まだ御嵩町でこれから研究して、検討していくというその段階なのかなということで、率直な驚きといいですか、正直ちょっと驚いたところであります。

やれるかどうかも含めてと言われますけれども、やれるということは何を指してやれるかということなんです、まずやろうとする意思があるのか。これは地方創生応援税制ですね、こ

の流れですけれども、地域再生計画をふるさと納税を受けようと思うとつくらなきゃいけないわけですけれども、その前に事業の企画・立案をしないといけないわけですね。そこで企画立案をして、そこで初めて企業とのマッチングを、このこういう事業をやりたいけれども、寄附をどうやというこの話になるわけですが、このやれるかどうかというところで、まず事業、この御嵩版総合戦略をつくりましたよね、それをつくって、それはまだ、あくまでもこういうものに取り組んでいこうということで、実際それを具体的に絵を描いて道筋つくって進めていこうと思ったら、やっぱり具体的な事業を計画しないといけないわけですね。そこで事業の計画をして、こういう事業についてどうだということで、法人に対して話を進めていくということになるわけですけれども。やるか・やらないかというのは、この事業自体を、総合戦略自体を具体化するところからこれはやれないというのか、一応事業はつくってはみて、企業に当たってみようというところまでやっついていこうということなのか。ただやる・やらないという、さっき言われました企業とのマッチングが難しいということと言われましたけれども、やる・やらないかで、じゃあちょっと難しそうだからやめようかということではなくて、まずやってみて企業に当たってみようという、その意思があるのか、ないのかということをお尋ねをいたします。

それから2点目ですけれども、これは平成28年から31年までの4年間の時限措置ですね。1回目、2回目、先ほど説明があったように認定が終わりまして、来年平成29年1月に申請の機会があって、3月に認定されるということになるわけですけれども、ちょっと今から研究、計画していくと、当然それには間に合わないので、29年度ということになるわけです。そうしますと、これは私、実際内閣府の地方創生推進事務局というところへ電話をして確認をしました。そうしましたら、資料にも書いてあるんですけれども、平成29年度以降は5月、9月、1月の3回の申請受け付けを予定しているということで、5月はちょっと厳しいかなと思いますので、9月とか1月を目指してやっついていくことになるのかなというふうに考えるわけですけれども。先ほど言われた寄附してくれる企業は、まず1社、それは自治体の努力としてつくらなきゃいけないわけですが、1社あれば申請できるし、あとそれが2社、3社にふえていくことは構わない。その内閣府の推進事務局としても、とにかくこういったことは多くの自治体に取り組んでもらいたいので、申請が上がってくれば、もし認定されないということにその回はなったとしても、よりブラッシュアップしてやれるように、指導やら助言やらいろいろしていきますよという、非常に心強いといえますか、そういうことをおっしゃっていただきました。そういったことで、ぜひやっていただけたらありがたいなと思うんですけれども、これ、来年度、29年度にやるとしますと、平成31年度までですから2年間ということになりますけれども、この2年間について、この2年間でやれるだろうというか、その2年間についてはどう考えるのかとい

うことです。それが2点目ですね。

それから、3点目ですけれども、もう総合戦略があるわけですから、あとそれをどう料理していくかという、どう具体的な事業をつくるかというところで、具体的にどんな事業を考えていらっしゃるのか。地域再生計画の、これは前段階の話ですよ。前段階の話で地方総合戦略があって、御嵩町の何を幹にしてそういう枝葉を広げて取り組んでいくのかという、その道筋がなかったら、その事業者へのアピールとか、企業へのセールスとか、全くそういうことができずに終わってしまうわけですから、具体的にどんな事業。御嵩町は、岐阜県でただ一つの環境モデル都市でありますし、総合戦略の中でも人づくりということも言ってみえますので、そういうことを一緒にしたような何か立案ができないのかなというふうに思うわけです。

そういったことで、どんな事業を具体的に考えていらっしゃるのかということで、3点について再質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 加藤暢彦君。

総務部長（加藤暢彦君）

それでは、岡本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1番目でございますが、私の答弁がちょっと後ろ向きというか、そんなような捉え方をされたようでございますが、まず、今までこういったことが事例として今回発表されましたので、例えば近隣の美濃加茂市であったりとか、あるいは美濃市であったりとか、そういったところにまずお聞きすることができるという状態になりました。その中で、先ほどからお話がございます寄附をしていただける企業をどうやって見つけたのかとか、そういったことも含めまして、御嵩町でできるのか・できないのかをまず検討をさせていただくという答弁をさせていただきました。

当然、できるということになれば、これはぜひともやりたい事業であるということでございます。先ほど私申しましたように、財政厳しき中、これができれば非常に理想的だというふうにお答えさせていただきましたので、まさに回答としてはそういう回答でございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、2番目でございます。

今、岡本議員から今後のスケジュールについて具体的に御紹介をいただきまして、ありがとうございました。私も同じことを調べておりまして、1回目、2回目のものが既に今年度のやつが発表されておりまして、第3回目が今度の年明けの1月に申請、それから3月に認定されて、この事業は29年度の事業になるということだそうでございます。今からやる中で、このものについては当然間に合いませんので、29年度以降のものになるのかなと思っております。

すけど、29年度以降の予定が、岡本議員、さっきおっしゃられたみたいに5月、9月、1月にそれぞれ申請受け付けをするということでございますので、その辺を視野に入れながらということになるのかなというふうには思っております。

ただ、先ほど言いましたように、一番難しいのが、これは寄附をしていただける企業が見つかるかどうか、ここにかかっておるかなというふうに思っております。ただ、順番としては、企業が寄附していただけるような魅力ある計画ができるかどうか、そこにかかっておるかなというふうに思っておりますので、その辺につきましては、総合戦略の中にもいろんなメニューがございますので、その中からということになるかと思えます。

3番目の質問でございますが、総合戦略の中でどのような事業を考えておるのかということでございますけれども、こちらにつきましては、先ほどの答弁でも申しましたが、これから研究・検討していくという段階でございますので、町としては、まず正式な考えはまだございませんが、総合戦略に掲載されました基本目標が達成できるような事業の中から選ぶということになるのかなというふうに思っております。

例えば、御嵩町は環境モデル都市でございますので、環境という切り口でいけば、今、この前も日曜日にやりましたけれども、企業の森づくり事業ということで、その中で大手の企業さんの参画いただいて、協力いただいてやっておるという実例もございますので、そういったことも踏まえながら、さらなる森づくりの事業の展開であったりとか、あるいは観光という切り口でいけば、古民家を再生してカフェとか、レストラン改修によって中山道御嶽宿を再生、にぎわい創出事業をしたりとか、あるいは今やっております中山道ウォークということで、御嵩、それから瑞浪、地域間連携も含めての事業ということも考えられます。あるいは子育てという切り口でいけば、外国語教育であったり、ICT教育であったり、そういったようなことで、そういった事業を行うということも考えられるかなというふうに思います。ただ、今は正式は考えでも何でもなくて、こういったものが考えられるという一案でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

答弁は以上でございます。よろしく申し上げます。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

再質問は2回目までということなので、もう一度質問をさせていただきます。

まず、企業が見つかるかどうかということが非常に問題だというふうに言われるわけですが、これまで御嵩町が培ってこられたいろいろな企業との関係だとか、それから今企業の

森ですか、来てくださっているアサヒビールだとか、それから今度、東邦ガスの森みたけというのが取り込まれるそうですし、それから、定期的に森林整備に取り組んでくださっている岐阜造園だとか、キャリア技研だとか、何かいろいろあるのではないかなというふうに、私もよくわかりませんが、そういうことを考えます。

今、部長が言ってくださったように、本当にいろいろな切り口がたくさんあるので、先ほどの答弁でやるか・やらないかというふうに言われたわけですが、まずはやってみるというふうに理解してよろしいですか。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

政策的な問題ですので、私のほうから少し答弁させていただきます。

企業が非常に有利になるという、納税関係で軽減されるという、いいところの説明があるんですけど、ある種の自治体としては覚悟をしなきゃいけないと。その事業を登録したその時点では、これはやりきるという意味を見せるということ。もちろん全額企業から来るわけじゃありませんし、交付金なども来るわけではありません。とすると、あと残りの財源は御嵩町が負担していくということに、当然御嵩の事業ですから、御嵩の財源で賄っていくということになります。ということは、この事業に絞って、この企業に絞ったとしても、満額そうしたお金でできるわけではないという部分を、差額として幾ら用意しなきゃいけないのかという部分については、これは議会の方々には御相談しないとできないということになってきます。そういう意味で、歳入としてはある程度のものが見込めるとは思いますけれど、では、こちらの財源をどこからひねり出すのかという問題を、ある程度きちんとした形で数字をつかむということは大切かと思えます。通常なら私も既に動いて、何社も当てがあるといいますか、行ってみるだけの価値はあると企業は頭の中にありますけれど、そこが自身の財源計画として合致していくかということが問題であるというふうに認識しておりますので、余り簡単に企業版ふるさと納税を使って何でも事業ができるというものではありませんので、その御認識だけいただきたいと、このように思います。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

再質問ではありません。

今、町長がおっしゃられたように、確かに数値目標だとか、そういうものも上げていかなき

やいけないので、非常に職員の皆さん、こういうことをやられるには大変だとは思いますが、最初に部長が述べられたように、財源が厳しい中ということで、それに町長もいつも有利な補助金を取ってくるということをいつもおっしゃってみえる中で、確かに持ち出しはあるかもしれないですけども、財源確保につながるこの制度を活用して、まずはやってみる、動いてみるということをぜひ御提案いたしまして、財源確保という点でいえば、この機会を見送ることは、やっぱりみすみすいいチャンスを逃すことになるのではないかというふうに思いますので、それをお願いしてこの質問を終わります。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

情報教育について。

情報モラル教育についてでございます。1点目です。

近年、児童・生徒が情報モラルに関連したトラブルに巻き込まれる事件が頻発しており、情報モラルの育成が教育の重要な課題となってきました。

11月26日に開かれた可児郡PTA研究大会においても、可児警察署の生活安全課課長から、平成27年度に岐阜県内で少年犯罪で検挙された人数637人、可児管内では56人、うち中学生26人、高校生9人、有職少年17人であり、少年犯罪がなかなか減っていないという事例をお伺いいたしました。

インターネットやスマホ関連の事件がこの中でどのくらいあるかはわかりませんが、インターネットやスマホ普及により少年が事件に巻き込まれやすくなったことは言えると思います。今やスマートフォンの所持率は、小学生で6割、中学生で7割、高校生で9割という報道もあります。また、教員の中には、実態調査をした上で適切な処置をとりたいという希望があるというふうにも聞いたことがあります。個人情報の問題や、どこまで個人的なことに教員が介入できるかということもあり、悩ましい問題であると思います。

さて、本題に入ります。情報モラル教育についての質問ですけども、平成27年度地方創生加速化交付金で、学校教育の現場にタブレット端末が整備をされました。授業のあらゆる場面において、とても効果があり、教育に欠かせない存在になってきていると思います。

その中で、21世紀御嵩町教育・夢プランの中で、情報教育について次のように書かれています。重点として、情報を活用する能力を育てるとともに、情報機器になれさせながら、情報を扱う上でのモラルやマナーを養う。児童・生徒一人一人が日々急速に進展する高度情報化社会に対応した健全な情報活用能力を身につけられるよう、各教科領域において適切に指導する。また、有害情報やトラブルから守るため、インターネットの安全・安心な利用に関する啓発を実施するとともに、家庭との連携を図るとあります。実践項目として、本、新聞、テレビ、ネットなど、さまざまなメディアから情報を取捨選択し、必要な情報を活用する能力を育てる指

導をする。さまざまな機会を捉え、情報モラルを高める指導をするとあります。

そこで質問ですが、情報モラル教育を実践するために、どのような取り組みをされていますか、教育長にお伺いをいたします。

済みません、もう1点ですけれども、ローマ字指導についてお伺いをいたします。

ローマ字の学習は、お聞きしましたら、小学校3年生で国語の時間に4ページ、教科書の内容を約4時間で指導をするというふうにお伺いをしました。

御嵩町では、御嵩小学校6年生の学力テストの国語の中で、ローマ字に変換できるかどうかという問題で、「りんご」という日本語をローマ字にできるかということで正解率53%、「あさって」をローマ字に書きかえられるかということになりますと41.8%という低い正解率です。また、ローマ字が読めるかどうかでは、「h y a k u」を読めるかということの正解率が50.7%という結果だったというふうにお伺いしました。小学6年生の半数近くがローマ字の読み書きが十分にできないことになります。

一方、中学校では、技術家庭科の時間に情報とコンピューターについて、3年間で35時間学ぶというふうにお聞きをしています。そのうち半分がワード、エクセルに充てられるそうです。中学校でローマ字の復習をしている時間はないと思いますけれども、ワード、エクセルを学習する際にローマ字入力ができないと、幾ら操作を勉強してもなかなか身につかないのではないかというふうに考えます。私も何人か子供たちと接する機会がありますけれども、普通に学力はあるのにローマ字ができないというお子さんもいらっしゃるもので、今回のこの質問をさせていただきます。

こういったローマ字の学習についての現状について、どのように考えられますか。また、何か対策をお考えでしたらお聞かせください。

以上、2点について教育長より御答弁をお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

岡本議員の御質問、2点についてお答えいたします。

初めに、1点目の情報モラル教育を実践されるために、どのように取り組みをされていますかについてお答えいたします。

情報モラルについては、現行学習指導要領の総則に次のように明示され、全ての児童・生徒に情報モラルを身につけさせる指導が必要となっています。

小学校学習指導要領には、各教科等の指導に当たっては、児童がコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段になれ親しみ、コンピューターで文字を入力するなどの基本的な

操作や情報モラルを身につけ、適切に活用できるようにするとあります。

中学校学習指導要領の総則には、各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身につけ、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするとあります。

これを受け、御嵩町教育・夢プランの学校教育の中で、情報教育の充実として、次の2点を具体的実践事項に位置づけております。

1つ目、ICTや多様なメディアを整備し、教職員の活用指導力を向上させ、児童・生徒の情報活用能力を育てる。2つ目、携帯電話（スマートフォンを含む）やパソコン、ゲーム機等の使用実態を把握し、発達段階に応じた情報モラルの指導を推進する。この効果的なICTの活用と情報モラル教育は、情報教育の車の両輪であります。全小・中学校で実践しているところであります。

情報モラルとは、情報社会で適正な活動を行うためのものになる考え方と態度のことで、文部科学省は、具体的に次の5つの分野を示しております。これらの内容については、各教科等の目標との関係を明確にして、学校の教育活動全体を通して情報モラルを身につけるようにしております。

1つ目は、情報社会の倫理です。

小学校では、人のつくったものを大切に、他人や社会への影響を考えて行動することの大切さを学びます。道徳、国語科、社会科、家庭科にその指導内容が位置づいています。中学校では、他者の権利や知的財産権を尊重し、情報社会への参画において責任ある態度で臨み、義務を果たさなければならないことを学びます。これは国語科、社会科、保健体育科、技術家庭科に指導内容が位置づいております。

2つ目は、法の理解と遵守であります。

小学校では、情報をやりとりする際のルールやマナーを理解し、それらを守る態度を学びます。社会科、家庭科に指導内容が位置づいております。中学校では、情報に関する法律や契約について理解し、適切に行動する態度を学びます。社会科、技術家庭科に指導内容が位置づいております。

3つ目は、公共的なネットワーク社会の構築です。

小学校では、協力してネットワークを使い、データやリソースを共有することの大切さを学びます。社会科に指導内容が位置づいております。中学校では、ネットワークの公共性を意識し、ネットワークをよりよいものにするために主体的に行動する態度を学びます。技術家庭科に指導内容が位置づいております。

4つ目は、安全への配慮です。

小学校では、危険なものには近づかない。もし不適切な情報に出合ったら大人に相談するなど、適切に対応できる態度を学びます。中学校では、情報社会の特質を意識しながら、安全に行動する態度や自他の安全や健康に配慮した情報メディアとのかかわり方を学びます。技術家庭科に指導内容が位置づいております。

5つ目は、情報セキュリティです。

小学校では、IDやパスワードの保護や不正使用、不正アクセスの防止などを学びます。中学校では、情報セキュリティの基本的な知識を身につけ、セキュリティ対策の立て方を学びます。保健体育科、技術家庭科に指導内容が位置づいております。

今述べましたこの5つの分野の中で、4番目の安全への配慮の指導が、携帯電話、スマートフォンが急速に普及している現在、喫緊の課題となっております。

昨年、平成27年度、御嵩町の児童・生徒で行った無記名によるアンケートによる実態調査では、携帯電話、スマートフォンを所持する児童・生徒の割合は、小学1年生が14%、2年生が17%、3年生が40%、4年生が50%、5年生が35%、6年生が38%、中学校1年生が46%、2年生が44%、3年生が47%でした。岐阜県全体の統計と比べて、小学校3・4年生がちょっと高いです。他は同じレベルでありました。また、通信型のゲーム機や携帯音楽プレーヤーを所持する児童・生徒の割合は、小学1年生が38%、2年生が76%、3年生が86%、4年生が81%、5年生が86%、6年生が91%、中学校1年生が84%、2年生が85%、3年生が84%でした。岐阜県全体の統計と比べて、小学校1年生は低い、他は同じレベルでした。

このように、インターネットにつながる機器を手に入れている児童・生徒は、情報を手に入れることも、発信することも容易にできる環境にあります。そのために、岐阜県教育委員会は、平成28年度情報モラルに関する啓発リーフレットを作成いたしました。学校に配付し、各学校では自分の情報発信を見直し、被害者にも加害者にもならないために正しい情報発信について考えるためのワークシートとして活用しているところであります。

また、各学校では外部講師を招聘し、安全への配慮の指導を行っています。向陽中学校では、全校生徒を対象に、KDDI認定講師による携帯安全教室を実施し、携帯電話やスマートフォンは正しい知識で賢く使いこなすことの大切さを学んでいます。中学生によるLINEによるトラブルや、画像や個人情報の投稿によるネット上のトラブルは後を絶ちません。この教室で学んだことをしっかり実践することを願っております。

御嵩小学校では、e-ネットキャラバンに申し込み、ケーブルテレビ可児の職員を講師として、高学年を対象に情報モラルの学習を実施しました。ネット依存、ネットいじめ、インターネットにかかわる危険性を学び、子供たちはネットの利用の仕方について、きょう、お父さん、お母さんや兄弟と相談しようなどと感想を持ちました。外部講師の招聘は、他の小・中学校でも

実施しております。

さらに、子供たちをネットのトラブルから守るためには、フィルタリングサービスの利用はもちろん、保護者が子供の使用状況を把握して、関心を持って見守ることが最も大切です。PTAの研修会等を通して、我が家の約束づくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の御質問、ローマ字の読み書きが十分にできないといった現状についてどう考えられますか、また何か対策をお考えでしたらお聞かせくださいについてお答えいたします。

まず、平成28年度全国学力学習状況調査小学校国語Aの8番目の問題、「ローマ字を読んだり書いたりする」の結果についてお話しいたします。

岡本議員が先ほど述べられた正答率は、済みません、全国平均のものでございまして、御嵩町もほぼ全国の正答率と同じであります。全国的に御嵩町が特別低いわけではございませんので、よろしく申し上げます。

問題は3問ありました。初めに、「りんご」をローマ字で丁寧に書く問題です。「ringo」と書いた正答率は53.4%です。誤答が34.7%で、その中には「rinnogo」と書いた児童が多かったようです。平仮名の「ん」は、ローマ字では「n」ですが、ローマ字入力では「nn」と学習します。コンピューターのローマ字入力が多くなる6年生として、勘違いした児童が多くいたと考えられます。ローマ字表記とローマ字入力とは全く同じではないのです。次に、「あさって」をローマ字で丁寧に書く問題です。「asatte」と書いた正答率は、何と42.0%ですね。全国的にも難しかったようです。誤答がそれより多く44.5%でした。その中には「asaaate」や「assate」と書いた児童が多かったようです。3年生の国語のローマ字の学習で、詰まる音は、例えば「きっぷ」を「kippu」のように次に来る音の初めの文字を重ねて書きあらわしますと学んでいます。文字を重ねて書くことは理解しておりますが、その場所を勘違いした児童が多くいたと考えられます。最後の問題は、「ひやく」を平仮名で丁寧に書く問題です。「ひやく」と書いた正答率は50.9%です。誤答が29.2%で、その中には「はやく」と書いた児童が多かったようです。3年生の国語のローマ字の学習で、「きゃ」「きゅ」「きょ」などの音は、「kya」「kyu」「kyo」のように3字で書きあらわしますと学んでいます。応用できなかった児童がいたようです。

これらの結果から考えられることは、3問とも児童が学習した中では難しい部類の問題であるため、この結果だけでローマ字の表記に大きな課題があると結論づけるものではありません。ただし、当該学年の学習にとどまらず、繰り返し読んだり書いたりする機会をふやすことが重要であることは再確認できました。

なお、これらの問題は、平成21年度全国学力学習状況調査小学校国語Aの2番に出題されて以来の問題です。7年ぶりの問題であり、各小学校の対策の弱さを感じます。全国的に見ても、

ローマ字の表記については大きな課題だとは受けとめていなかったと言えます。今は頑張っております。

それでは、小学校のローマ字指導や中学校の技術分野の指導について、どのように取り組んでいるのかお話しいたします。

小学校学習指導要領解説国語編に、第3学年においては、日常使われている簡単な単語についてローマ字で表記されるものを読み、またローマ字で書くことと明記されています。ローマ字表記が添えられた案内板やパンフレットを見たり、コンピューターを使う機会がふえたりするなど、ローマ字は児童の生活に身近なものになっています。これらのことから、これまで第4学年であったものを、現行の学習指導要領では第3学年の内容とし、ローマ字を使った読み書きがより早い段階においてできるようにしております。

3年生は、国語の授業で光村図書の教科書を活用し、ローマ字の表を含めて5ページの内容を10時間学習しております。さらに、3年生は副教材として25ページもののローマ字練習帳を購入し、宿題や朝学習で活用し、補充の学習に努めております。4年生は宿題プリント等により再度繰り返して学習しております。3年生の国語の教科書のローマ字の表は、4年生、5年生、6年生の教科書にも記載され、いつでも活用できるようになっています。コンピューターの活用は1年生から位置づけています。文字の入力は3年生から取り組み、パワーポイントの使い方も3年生から学んでいます。6年生になると、学んだことをパワーポイントで5年生に発表するようにしております。文字の入力については活用頻度が多くないため、6年生になってもローマ字の表を見ながら入力する児童もいます。しかし、学習していく上で大きな支障があるわけではありません。

中学校の技術家庭科は、年間1年生は70時間、2年生も70時間、3年生は35時間で、そのうち技術分野は、年間、1年生は35時間、2年生も35時間、3年生は18時間で編成しています。技術分野においては、現代社会で活用されている多様な技術を4つの内容に整理し、全ての生徒に履修させることとしております。内容は、A材料と加工に関する技術、Bエネルギー変換に関する技術、C生物育成に関する技術、D情報に関する技術の4点です。各内容の配当する授業時数については、指導内容や地域、学校及び生徒の実態に応じて各学校で定めることになっています。向陽中学校では、D情報に関する技術について、1年生は9時間、2年生は16時間、3年生は10時間、計35時間と多くの時間を割り振っています。1年生は9時間中ワードの文書の入力は5時間で、調べた内容をA4で1枚程度の紹介文にまとめています。2年生は16時間中、エクセルの基本操作や応用操作に7時間、パワーポイントの活用、デジタルカメラの使い方や画像の取り込み、ワードアート、文字のレイアウト等コンピューター実践に9時間、調べた内容を写真を取り込みながらわかりやすい紹介文にまとめております。

10月22日の中日新聞で紹介された向陽中学校2年生の観光ガイドの作品は、これらの取り組みから生まれたものです。新聞の内容を一部紹介します。町外から赴任してきた先生に御嵩町の名所をめぐって好きになってもらいたい。向陽中学校の2年生が大人の目線でも楽しめる観光ガイドを初めてつくった。中山道散策を目的に、増加している外国人旅行者の参考になればと英訳もする予定だ。プレゼンテーションの仕方を学ぶ国語と技術の授業の一環。3クラス86名が18班に分かれ制作した。生徒は現地を訪れて地元の人に話を聞いたり、本やインターネットで調べたりして取材。文と写真のレイアウト、色合いを考え、パワーポイントの資料6枚にまとめた。中山道や名鉄広見線のスポットを上げたり、グルメや建築物、お祭りを紹介したりと、切り口はさまざまと高い評価をされています。これらの作品は、北庁舎への通路に展示してありますので、ぜひごらんくださいませ。

3年生は、10時間中、プレゼンテーションに6時間と大変充実した学習に取り組んでいるところでもあります。

今までお話ししましたように、小学校、そして中学校の取り組みや成果から見ても、児童・生徒のローマ字入力に大きな課題があり、学習する上で困難であるという実態ではありません。総合的に判断して、御嵩町の小・中学校は、限られた時間の中で先生方は本当によく指導され、児童・生徒たちも本当によく学習していると教育委員会として評価しております。

以上、岡本議員の御質問により、情報モラル教育の重要性と情報活用能力の育成について、十分に振りかえることができました。ありがとうございました。

以上で答弁を終わります。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

大変御丁寧な御答弁ありがとうございました。

情報教育に関しましては、私ごとですけれども、うちの子供も本当に中学校で学んだことが、今大人になって、社会人となってもとても役に立っているということを言っておりました。

最初の情報モラル教育ですけれども、これについて、全教科にわたって取り組んでくださっているということなんですけれども、こういった情報モラル教育について、何か年間計画のようなものはあるのかということが再質問の1点です。

それから、もう1点ですけれども、外部招聘で外部から講師を招いて勉強している機会もあるということなんです、全教科にわたって取り組んでいるということから、先生方も日々こういう問題は直面されていることと思いますけれども、先生方の指導者の研修の場はどうか

っているかの2点について再質問をさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

ありがとうございます。

年間指導計画を作成しないと授業はできません。そういう意味で、先ほど言いましたように、例えば1番目の内容が何年生のどの教科のどこに位置づいているかというのは一覧表がございます。ですから、各学校はきょうの社会の5年生の情報勉強をしているときには、もう1つ情報モラルの話も入っているなどというのを確認できるようにしてありますので、それについては十分各学校やっていることでございます。ただし、先ほど言いましたように、スマートフォンの使い方はどこの教科書にも載っておりません。つまり、そういった具体的な話になったときには、先ほど申し上げたように、外部講師を招聘するしかございません。そういった形で、内容面については、学校の授業の中でやれない点については総合的な学習の時間や学級活動、その他の授業時間を使いながら学んでいるところでございます。

先生方の研修については、これはそのような形が可茂教育事務所管内でもございますので、出ていただいておりますし、情報主任の会というのは、教育委員会が各学校から1名ずつ来ていただいてやっていた会がございしますが、その折にも十分指導しているところでございまして、そういう先生が核になって各学校で広げていただきたいということを願っておるところでございます。以上であります。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。制限時間いっぱいとなってまいりました。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあす12月14日の午前9時より開会いたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 4 時15分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員